

## 総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年9月5日(火) 第1委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
  - 1 所管事務調査について
  - 2 閉会中の継続調査について
  - 3 陳情第24号 木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟の確定判決の内容と庄原市の対応を住民に説明することを庄原市長に求める陳情書
  - 4 陳情第26号 庄原市役所本庁舎の南側の通用口の傍にある屋根付きの駐輪場の一部の区画を喫煙場所に指定し改修工事をした庄原市長の行為が違法であることを確認し元の駐輪場に戻すために必要な措置を講ずることを求める陳情書
  - 5 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書
  - 6 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書
  - 7 陳情第10号 庄原市役所本庁の駐輪場(喫煙禁止場所)で常習的に喫煙している庄原市職員に対する管理上の措置を求める陳情書2
  - 8 その他

-----  
午前11時30分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会したいと思います。この会議におきまして写真撮影、傍聴、録音録画を許可いたしております。

### 1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 協議事項でございますけれども、所管事務調査につきまして、まず事務局から前回までの議論について説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○山崎啓介議会事務局主任 それでは、所管事務調査について、前回までの議論のおさらいということになるかもしれませんが、説明をさせていただきます。まずは、現状を把握するために、委員の皆さんの課題意識の共有であるとか、本市のホームページに掲載されている資料等を御確認いただいて、まずは現状把握について行っておりました。まずは、指定管理者制度の総括については、総務常任委員会では、これまでも執行者に対して、指定管理者制度の総括を行うべきとの意見を述べておられましたが、執行者からは総括済みであるとの回答でございました。したがって、執行者の現状の総括に

ついて調査をし、不足する視点だとか論点を明らかとすることとするという形で進めておられます。現状を把握するために本市のホームページから指定管理者制度の総括についての資料を提示させていただき、不足する視点や論点について御協議をいただきまして、例えば、財政効果があったのかということで、指定管理者制度の導入により全体としてどの程度の財政効果、経費節減の効果があったのか。21年度の資料としては、6億円の経費節減効果があったということであったけれども、その内訳であるだとか、令和5年度現在の状況について調査を行いたいという御意見がございました。また、指定管理者の選定において、公募による競争を働かせる余地がまだ残っているのではないかとということで、原則公募としておりますが、指定管理者の選定において、非公募とする案件があり、非公募理由について曖昧性が残っているのではないかと御意見があったと思います。続きまして、2番目の庄原市特定事業主行動計画の進捗状況についてということですが、これについても、ホームページに掲載されている第2次庄原市特定事業主行動計画を見ていただきまして、総労働時間の縮減に向けた取り組みについて、委員の皆様の課題意識の共有を行ったところですので。勤務時間管理において、時間外勤務手当が適切に支払われているのかどうか。またタイムカード等の勤務時間管理手法を導入する必要があるのではないかと御意見がございました。3番目の財政運営につきましては、永年の課題であり、常に注視する必要があるということで、とりわけ大きな関心は何かについて委員の皆様の課題意識の共有を図っているところです。御意見としては、合併して人口規模が縮小しているにもかかわらず、財政規模がかわっていない理由についてであるだとか、決算の近年の実質収支の黒字傾向について課題意識を持っているという御意見がございました。きょうの委員会におきましては、前回提示させていただいた資料を見て来ていただきたいということでお願いをしておりましたので、これらの意見に加えて課題意識というものがございましたら、委員の皆様で共有をいただきたいと思っております。

○桂藤和夫委員長　　ただいま事務局説明いただきましたけれども、課題意識の共有という部分がテーマになると思いますが、この件につきまして、御意見のある方は挙手の上、発言をお願いできればと思います。福山委員。

○福山権二委員　　指定管理者制度の総括ということで、かなり大きな柱を持つてやるのですけれど。従来から庄原市行政の前進面、後退面ということ。指定管理者制度が持つ庄原市の行政の、今の執行状況の中で、指定管理者制度の活用は非常に大きな柱になっているのは間違いないので。多方面のプロジェクトが実行されてということの中で、改めて議会がいう総括と、執行者がいう総括は違うのではないかと気がするのです。というのは、執行者はそれぞれの部門で、総括を一つ一つの指定管理者制度を活用した業務出向、保育所であれ、何であれするのだけれど。トータルとして指定管理者制度の本来の実施目的、国としても決めた、いわゆる指定管理者制度を活用して、民間活力の導入、民間活力を積極的に使って、市の財政も縮小して行って、市民生活に貢献するという指定管理者制度というのを想定して出発をしたのだけれど。三日市の保育所の指定管理を始めてから、あれから雪崩を打って、ざあっと指定管理がふえて、今どこで、どれぐらいあるかわからないということになったり。高野の保育所の指定管理でいうと、これはもう破綻したよね。する者がいなくなって、またそういう状況があるときに、この広島県北の中山間地の中で、本来、庄原市が責任を持たないといけない市の業務を、指定管理者制度を積極的に活用して、その成果が本当にあるのかどうかということを総括すべきだということを提案をして調査してきた。議会は、何か十分に、それがもともとの指定管理者制

度の趣旨にのっとったことになっていないのではないかというのを、数点言って、どうかということをやってきた。指定管理者制度、第三セクターを含めて、行政がかかわる責任の度合いについて、庄原市の執行姿勢は薄過ぎるのではないかという立場の中で議論を進めてきたと思うのですよね。だから、当初は管理運営費が30%もあつたり、あるいは、その保育所管理運営費のパーセンテージをずっと下げてきたり、ある面で、あるべき姿でずっと近づけてきたのは、議会も一緒に考えたけれど、今の現状はどうかと言えば、もっと指定管理制度を点検して直営にかえるべきという、議会としては底流にその言葉は流れていると思うのですよ。現状でどうなのですかね。僕はそのように思うのです。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。今の意見は、市の総括と議会側の総括のニュアンスが違うのではないかということで、その辺を委員会として取り上げてやってみようという御意見だったと思えますけれども、谷口委員。

○谷口隆明委員 指定管理者制度の問題で、私が1番最初に問題意識を持ったのは、三日市、それから今あったように、東城保育所。指定管理するときの議論で、この指定管理することによって、数年すれば財政的にも非常に効率的にできるのだという議論で、今すぐには効率化できないけれども、数年たてば大きな財政効果が出るという答弁を当時されているのですが、実際決算書を見ると、当時の保育所予算と今の保育所予算はかなりふえていると思うのですよ。子供の数は相当減っているのですよ、合併時からいえば。だから、なぜそうなるのか。それより、当時言ったけれども、今のゼロ歳児保育とかいろいろなサービスが向上したり、看護師を配置したりして、確かにサービス向上のためにやっているんで、決して当初言ったような財政効率ではなくて、この指定管理者制度は、財政効率よりも子供のサービスを充実するためにやったのだということを市は言うと思うのです。だから、その辺をどう評価するかという問題。この中山間地域で雇用を守り、本当に働きやすい環境をしようと思ったら、仮に指定管理者にするとしても、保育所の職員の給与は公務員並みにするとか、そういうことをしないと、この地域の活性化につながらないと思うので、そういう意味で安く働いてもらって、サービスをふやしてということが本当に続くのかどうかということも含めて、きちんと考えていかないといけないかなと。ここまで来たので、いきなり直営に戻すということは難しいかもしれないけれども、そうであるならば、本当に保育士の皆さんが働きやすい環境をいかにつくっていくかということを議会とすれば、提言していかないといけないのではないかなと、私は思います。ついでに言えば、日本だけなのです、保育士の給料がこんな低いのは。ヨーロッパあたりでは、子供を育てるというのは小学校までが1番大事なのです。そこで人間ができるので、保育士さんというのは、学校の教師と全く同じ待遇なのです。どこの国も。だから、本来はそういった考え方で、子供を育てている、1番人生の基礎となっている、保育所の職員の皆さんの待遇をもっと上げていかないといけないのではないかなということも含めて思います。なかなか難しいのですが、指定管理者制度を見る場合と保育所の場合は、そのことは非常に感じます。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 少し勉強不足なのだけれど、指定管理者制度で、具体的に板橋もあるし、東城もあるのだから、そこで働いておられる保育士さんの待遇は全部一緒なのか。

○桂藤和夫委員長 違います。

○坂本義明委員 全然違うでしょう。そのあたりの話もしないといけないし、総合サービスの社長とよく話すのだけれど、市の直営は看護師がいなくてもできる。ああいう指定管理を受けているところは

看護師さんがいないといけないのですよと。それが言い訳の一部かもしれないけれど。それと、今の福山委員の話の聞くと、指定管理するといくらか安くなる。人件費が少なくてすむということでスタートしているのだろうけれど、人の数をふやしてて、子供の教育のため、いろいろな面で人をふやしたら、3分の1の給料で、1人のところを3人でしても、同じ金額に、理屈でいえばなるのだけれど、そのあたりをどのように思っているのか、どのようにしたらいいのかという考え方があるのか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 基本的には、本来の児童福祉法とか、庄原市の保育の業務を進めるやり方の考え方に沿ってきちんとできればそれでいいのだけれど、現実問題として、例えば指定管理をするのでも、競争でやっているわけではない。要するに、庄原市で毎年5年ごとに同じ人がするわけですよ。経済的な環境として、民間活力の導入を期待するような現状ではないのですよね。だから、基本的にして、指定管理者制度を導入したことについて、これは、今の庄原市の現状からいって、能力を超えている。だから、そういう指定管理者制度を適用してやるだけの条件がないということが、この間、証明されているのではないかと。だから、視察に行った津山でも松江でも若干条件が違って、毎年厳しい厳しいチェックをして、行政が1つのものを持って、それでチェックをする。それに違反しているか、不十分ならきちんと指摘をするという環境をつくっていかないと。競争原理がなくても行政が指定管理を募集してやりたいというなら、行政のシステムと、そういう1つの管理基準に合ったことを常に点検するかといえば、今なら業者のほうがいけない人を見破ってやるみたいな形に見えるんですよ。だから、当然、そういう競争がなかったらそうなるので、競争がないところに民間活力導入はないから。だから、当初始めるときも、あちこちへ行って自治体でも協議したけれど。保育業務を競争原理もないのに、尾道なんか特にそうだった。民間に任すことについて、保育所についてはものすごい能力。だから、直営でしているときも、保育所長が言っていたのは、特に3歳から4歳のときに、子供はずっと見ていたら、あるときに飛躍するのだそうです。このときに、この子にこういう保育をしようというのは、保育所全体に意思統一できちんと見ないと。そういう保育は、学校で義務教育を受ける前段で子供を判断する見方というのは、保育所はすごい視点があるのですよね。そういうことをしていたのだけれど、今はとてもそういうことはできていないのではないかと。これは数値にあらわれるので、できていないではないか、できているということになるので、ここも難しい。そこは議会の判断だけれど。今、谷口委員が言ったように、実際に減っているのに、児童がどうなのかと。予算もふえているのではないかと。そういうことも含めて、実態からもう少し議会とすれば、点検をしたほうがいい。ただ、前にやったときに、関係業者からどこが悪いのかという感じもあったから。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 指定管理を受けているところなどは、ゼロ歳児から、今、やっているではないですか。ゼロ歳児には、1人で3人ぐらいしか見れないといけないみたいな厚労省の指導もあるのだろうけれど、そういう意味では単価的にはかかるという関係になるのではないかと。一概に、人が少ないから指定管理料が下がらないといけないというのは議論が違うと思う。

○國利知史委員 保育業務を指定管理にしようとなったときは何年ぐらい前なのですか。約20年ぐらい前ですかね。その議論が始まったときと、今の状況はかなりかわってきていて、議論を始めたときは、少しでも財政をよくしようということで、民間に委託すれば、財政状況を少しでも経費を抑えられるという観点で、多分、議論が始まっていると思うのですけれど。それが今20年たつてくると、今

の状況と20年前は全然違ってきていると思うのです。私も、今、議論に出ている農吉というところに所属して、もう違うけれど、そういう状況を常に見ていると、どうすれば保護者のためになるかとか、子育てのためになるかというのが、多分民間だとほぼ一定なのですよ。保育の質というか、ほぼ一定で、それだとそれを民間が同じことをやっている。全く。意味がないというか、民間が民間の特徴を生かした保育をやっていく。それぞれが、東城にしても、農吉にしても、三日市にしても、それぞれの特徴が出ているから、今、競争意識がないとかということもあつたけれども、民間は競争意識がないことは絶対ないと思うのですよ。そこで、園児を集めないといけないから、当初、この議論が始まったときに、少しでも経費を抑えようという議論から始まって、今、さまざまな保育をしていかないといけないという今、そういう保護者にとっての需要もそうになっている。始めと現在、全然意味が違うので、そこを考えて、今後議論をしていかないと、時代がもう全然違って、20年前と全然違うので、始めのことを、今、言っても仕方ないと思うのですよね。そこも加味して、今後議論していかないと、ただ財政のことだけという時代ではないと、私は思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 地道にチェックしていけばいいと思う。チェックしてみて、今の指定管理がいいと、執行者になるならそれでもいいし、いろいろな面からチェックしてから結論を出せばいいと思うけれど。20年前と今は違うのだという視点は、時間の経過でそれはそうだけれど、もともと三日市の保育所も民営化していこうと。指定管理制度を導入していこうというのは、当時の滝口市長から出発したのだけれど、全国的な経過を見てやったのだけれど、1番しないといけない理由は、より高い保育の確保だけれど、何が低級なのか高級なのかということについてはさまざまあって、なかなか意思統一できないところがあるのです。ただ、総合サービスという会社をつくって、そこにやらせると。総合サービスの会社はほとんど市の幹部。したがって、市がやる直営と同じなのだという看板だから担保されている。行政が責任を持ってやるというのを、全部に任すのではなくのではなく、総合サービスをつくって、庄原市が責任を持ってやるのだから、だから、民間委託といっても質が違うのだと、高レベルだということのうちはやっているという形式もある。これがいいか悪いかもあるし、これを検証するというのであれば、本当に相当の労力と努力をしないとダメなことだと思いますけれど。

○桂藤和夫委員長 いろいろ御意見をいただきましたけれど、いろいろな時点から委員会の結論を出していきたいと考えますので、皆様方の貴重な御意見を承りながら、状況によっては担当課を呼ぶなり、来てもらうなりしながら、いろいろな意見を吸い上げて、総務委員会としての結論を出していきたいと思えます。

○山崎啓介議会事務局主任 所管事務調査が3項目ありますので、庄原市特定事業主行動計画の進捗状況と、財政運営についての課題意識についても御意見をいただければと思います。

○桂藤和夫委員長 指定管理者制度以外の2件につきまして、御意見を承って調査を進めてまいりたいと思えますけれども、御意見ございましょうか。

○山崎啓介議会事務局主任 きょうは、とりあえず、前回に引き続いて議員の皆様方の課題意識について述べていただくということでお願いしたいと思います。前回出していた意見については先ほど申しましたので、もし、資料を見ていただいて、ここが課題だというのが追加でありましたらお願いできればと思います。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 事業主行動計画の進捗状況の中で、1番気になる場所というのは、職員さんの働き方のところが、主に皆さん、気になるというか、議論をしていかないといけないところなのかなと思っていて、僕は今回総務になって、その行動計画というのが、どういふのがあつたのかというのわからない状況なので、メインは職員さんの待遇とか働き方改革とかにはなるのだと思うのですが、どういふ計画なのかというところから、僕は全然知らないです。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 確か、これはもともと職員さんの労働時間の話から始まつたところで、その労働時間に関しては、この庄原市特定事業主行動計画の中にある。そこを上げたといふ形になるので、庄原市特定事業主行動計画を今から見てやつていくということではないと、僕は認識しているのですが、見ないといけないのですが、始まりは労働時間から始まつているという認識です。

○桂藤和夫委員長 前回までの問題提起で、ほかになければそれで進めたいと思いますけれども、ないようですから、この件につきましては、前回までの議論を踏まえながらという形によろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 3番目の財政運営についてという部分で、前回までにいろいろな意見を承りましたけれども、それ以外にここだけはもう少しというところがあれば、御指摘をいただいて調査を進めたいと思いますけれども、御意見がある方はお願いいたします。谷口委員。

○谷口隆明委員 財政運営については、一般的には、庄原市は財政が厳しいということで、なかなか住民の皆様の要望も実現できないということになってはいますが、きょうの会議でも少し言いましたけれども、合併後の予算の経緯を見ると、標準財政規模はもう合併時と全く一緒なのですね。それで、基金は、合併後、2番目に多い44億円もある。いわゆる普通預金ですね、自由に使えるお金がたまつている。この間ずっと、厳しい厳しいと言いつながら、毎年、おとしは12億円、去年は8億円の剰余金が出てつということ、これは説明があつたように、国からいろいろな交付金があつたり、特別交付税があつたりしている。けれど、それは市民のために使うために来たわけ、たまたまそれが3月になつたから使えなかつたということなので、それを基金にためるのではなくて、市民のために国から交付されたものですから、本来は、翌年でも使うのが筋で、それを、基金をどんどんためていくのはどうかなというの、今の感じでは思いつます。財政の場合は、単年度単年度で見つのではなくて、10年、20年のスパンで、財政の動きを見れば、庄原市の財政がどういふ特徴なのかもよくわかると思うので、そういう視点から財政を見て、今後の財政はどのように変貌するかということにしたほうがいいのではないかなと、私は思いつます。私も、いつも毎年毎年、決算をずっと入れていつて、主な財政指標がこの10何年かどうなつているかと常に見つている。そういう観点で見れば、よくわかるのではないかなと思いつます。

○桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。谷口委員の中長期的視点から、庄原市の将来展望を見ながら、財政運営について、いろいろな議論をしていきたいということがございましたので、それも含めまして、所管事務調査については、この程度で終わりたいと思いつます。

---

## 2 閉会中の継続調査について

○桂藤和夫委員長　それでは、2項目めの閉会中の継続調査につきましては、閉会中も継続して調査を  
することとしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　それで、最低月に1回は、委員会を開催しながら、いろいろな皆さんの意見を承っ  
て調査をしてみたいと思いますので、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

---

### 3 陳情第24号 木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟の確定判決の内容と庄原市の 対応を住民に説明することを庄原市長に求める陳情書

○桂藤和夫委員長　協議事項の3項目めですけれども、陳情第24号につきましては、まず事務局から概  
要についての説明をしていただきます。

○山崎啓介議会事務局主任　それでは、モアノートに陳情第24号を載せておりますので、10ページを  
お開きください。陳情第24号、木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟の確定判決  
の内容と庄原市の対応を住民に説明することを庄原市長に求める陳情書となります。10ページの第2  
のところ、陳情の趣旨がございますので読み上げさせていただきます。庄原市の住民が、木質バイ  
オマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟の確定判決を確認し、当該判決に係る区市町の対応  
について知るため、①控訴審の判決と上告審の決定のおのおの結論と理由を公表すること。庄原市  
のホームページと広報しょうばらへの掲載。②当該判決の受け入れと前市長に対する損害賠償請求の  
経緯について改めて住民に説明すること。③前市長に対する損害賠償請求を目的とする訴訟を提起す  
る場合、または、庄原市議会に対して当該請求権の放棄の議決を求める場合のいずれにおいても、事  
前に住民に説明して納得を得ることを庄原市長に求めてくださいという陳情になります。

○桂藤和夫委員長　今、事務局から説明いただきましたけれども、このことにつきましては、願意と同  
様の内容で、以前谷口議員が一般質問をされておられますし、今定例会におきましても福山議員が一  
般質問される予定でございます。したがって、議会においても、願意と同様の行動を起こしてい  
るということで、この陳情につきましては、聞き置くということにしたいと思いますけれども、よろ  
しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　この件につきましては、聞き置くということにさせていただきたいと思いを  
ます。

---

### 4 陳情第26号 庄原市役所本庁舎の南側の通用口の傍にある屋根付きの駐輪場の一部の区画を喫煙場所 に指定し改修工事をした庄原市長の行為が違法であることを確認し元の駐輪場に戻すた めに必要な措置を講ずることを求める陳情書

5 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書

6 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書

7 陳情第10号 庄原市役所本庁の駐輪場（喫煙禁止場所）で常習的に喫煙している庄原市職員に対する  
管理上の措置を求める陳情書2

○桂藤和夫委員長　続いて、協議事項4項目め、陳情第26号から協議事項7、陳情第10号につつまし

て、事務局から概要の説明をお願いいたします。

○山崎啓介議会事務局主任　　続きまして、陳情第26号をお開きください。陳情第26号は、庄原市役所本庁舎の南側の通用口の傍らにある屋根つきの駐輪場の一部の区画を喫煙場所に指定し改修工事をした庄原市長の行為が違法であることを確認し、元の駐輪場に戻すために必要な措置を講ずることを求める陳情書となります。陳情書の1ページに健康増進法違反という部分がございます。中段あたりの第1の2の違法性の(1)健康増進法違反というところの3行目から読みますが、施設の利用者が通常立ち入らない場所などではなく、特定屋外喫煙場所の設置要件を定めた健康増進法第28条第13号及び健康増進法施行規則第15条第2項第2号の規定に違反してあります。続いて、2ページの第2、陳情の趣旨をごらんください。庄原市役所本庁舎の南側の通用口の傍らにある屋根つき駐輪場の一部の区画を喫煙場所に指定し、改修工事をした市長の行為が違法であることを確認するとともに、当該喫煙場所を元の駐輪場に戻すために必要な措置、パーテーションとスタンド式灰皿の撤去を講じてくださいという内容になります。続いて、陳情第41号をお開きください。陳情第41号は、庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書、これは令和4年11月8日に受け付けをしたものですが、既に審査をされておりますが、この後、これらの陳情の審査の経過について御説明をさせていただきますが、おさらいの意味で、もう一度説明をさせていただきたいと思っております。陳情41号の2ページ、4のところにも市長の健康増進法違反というものがありまして、その4行目ですが、当該喫煙場所を設置した庄原市長の行為とそれを漫然と維持、管理する東城支所長の行為は、いずれも健康増進法の規定に反しているとあります。第2の陳情の趣旨をごらんください。庄原市の職員及び住民の受動喫煙を防止するために、①庄原市役所東城支所の庁舎の2階の通路に設置してある喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすること。②駐車場及び庁舎入り口付近に敷地内全面禁煙の看板を設置して、来庁者に注意を促すことを庄原市長木山耕三に申し入れてくださいとあります。続いて、陳情第42号をお開きください。陳情第42号は、健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書となります。令和4年11月25日に受け付けをしているものですが、2ページをお開きください。2ページの2行目ですが、当該喫煙場所を設置した市長の行為とそれを維持、管理する事務担当副市長の行為はいずれも健康増進法の規定に違反してあります。陳情の趣旨ですが、庄原市及び庄原市の代表者である市長が健康増進法に違反している状況を終了させるため、①庄原市役所本庁舎敷地内にある喫煙場所を撤去すること、②駐車場及び新庁舎入口付近に喫煙場所を撤去したものに記載した看板を設置して来庁者に注意を促すことを、庄原市長に申し入れてくださいということです。続きまして、陳情第10号をお開きください。陳情第10号は、庄原市役所本庁の駐輪場、喫煙禁止場所で常習的に喫煙している庄原市職員に対する管理上の措置を求める陳情書2となります。令和5年4月19日に受け付けをしております。これについては、全文を読ませていただきます。一部の庄原市職員は、8時30分頃から17時15分頃までの間、庄原市中本町一丁目10番1号の庄原市役所本庁の庁舎の南側にある駐輪場、喫煙禁止場所で、健康増進法の規定に違反して常習的に喫煙しています。同法の規定に基づいて、①喫煙の中止、または、②前記駐輪場、喫煙禁止場所からの退出を求めるよう、庄原市長に申し入れてくださいという内容になります。続いて、執行者の対応状況についてですけれども、本庁及び支所の喫煙場所について、総務課に確認をさせていただきました。健康増進法に規定する特定屋外喫煙場所として必要な措置が講じられている旨、保健所より回答があったということでした。特定屋外喫煙場所に関する陳情としまして、先ほど説明し

ました、陳情第26号を含め4件の陳情を今回協議事項に挙げておりますが、今までの議論の経緯について説明をさせていただきます。陳情第26号、陳情第42号、陳情第10号が本庁の喫煙場所について、陳情第41号が東城支所の喫煙場所についてのものになります。陳情第26号は、先日の議会運営委員会において総務常任委員会に送付されたものです。陳情第41号と陳情第42号は、令和5年3月2日の総務常任委員会において、執行者の検討状況を待つということで、継続審査となっております。また、陳情第10号は、令和5年6月15日の委員会において聞き置くという決定をされておりますが、執行者の対応を確認すべきということでございましたので、7月27日の委員会において、執行者の対応状況と保健所からの回答待ちという状況を報告させていただいたところです。今回、総務課に再度確認を行ったところ、本庁及び支所の喫煙場所については、健康増進法に規定する特定屋外喫煙場所としての必要な措置が講じられている旨の回答が、保健所よりあったということでございました。以上でございます。

○桂藤和夫委員長 　　ただいま事務局から概要について説明をいただきましたけれども、陳情第26号、陳情第41号、陳情第42号、陳情第10号については、喫煙場所の設置が健康増進法に違反するという主張を根拠に構成されておりますけれども、執行者におきまして、保健所に確認をされ、本庁及び支所の喫煙場所については、健康増進法に規定する特定屋外喫煙場所として必要な措置が講じられているとの回答をもらっているということでございますので、これら4件の陳情につきましては、改めて聞き置くということで決定をしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○福山権二委員 　　結局、あくまで、そのうち、陳情者が法的に、法定闘争まで持ち込むことがあっても、これはもう合法だと判断ができるということですね。

○桂藤和夫委員長 　　はい、そう考えております。坂本委員。

○坂本義明委員 　　今、本庁と東城支所の話が出ているのだけれど、それ以外にはないのか。

○桂藤和夫委員長 　　事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 　　総務課に確認した内容としましては、本庁及び支所の喫煙場所ということで、支所については、全支所確認済みということでございます。

○坂本義明委員 　　例えば、リサイクルプラザとか、一木でもあるのではないかと思います。

○福山権二委員 　　場所によってはないところもあるのでしょうか、結局。小学校、中学校もない。自治振興センターも全部撤去している。このことについては、そういう波及効果的なものがあるのなら、本庁はしていると。全部を合法的につけかえというのが出るかもしれないけれど、行政としても点検をして、きちんとそこは合法的に、誰から言われても合法的な施設になっているからいいのだということぐらいはしないとイケないということが1つと。喫煙者からすると、莫大な税金を払っているのにという声もあるから、そこはきちんと議会として、市が関係する公共施設については点検をして、合法的にしろということは、幾らかそういう意思統一をしておかないとイケないのではないかと思います。あまり言っていたら、勤務時間中に行ってもいいのかという話になったりして、多岐にわたるから。そこは市内の公共施設が統一して市としてこうだと決めないと、ここはしている、ここはしていないというようではいけないから、そこらを何か考えたほうがいいと思う。世の中の常識になっている気がする。喫煙をさせないというのは、その是非はどうかと思う。そのあたりの統一見解は、終わったところだけきちんとしているからいいのではないかとするのは、議会もかかわったとすれば、何か言っておかないとイケないと思う。個人的には全面的に吸ってはいけないというのも何か無理が

あるのではないかと。合法的に吸ってもいいのだから。法律で。吸うならこういう環境をつくるというのなら、それは徹底してやっておかないと。

○桂藤和夫委員長 聞き置くで、決定してよろしいということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 そういう形で4件につきましては、よろしくをお願いします。

-----

## 8 その他

○桂藤和夫委員長 最後に、その他のところで、事務局、何かありますでしょうか。

○山崎啓介議会事務局主任 先ほど、委員長からも少し話を触れられておりましたが、所管事務調査等の計画的、効率的な調査のために、委員会の毎月1回程度の定期的な開催について、御検討いただきたいと思います。

○桂藤和夫委員長 月に最低1回以上、忙しいとは思いますが、いろいろな調査につきまして、協議しながらまとめていきたいと思えますから、日程につきましては、事務局と相談して決めていきたいと思えますけれども、御理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○福山権二委員 それは賛成なのだけれど、日程を決めるのに、これだけの人数がいれば調整するといっても。だから、例えば毎月第3火曜日にするとか、一定程度目安として、できるだけそこを空けておこうと決めておかないと。開催は賛成ですけど、日程はそうしないと大変ですよ。

○桂藤和夫委員長 今、福山委員から、ある程度曜日とか日にちを決めたらどうかという御意見ですけれども。

○福山権二委員 週の初めの月曜日で第3月曜日とか。

○桂藤和夫委員長 週の頭がいいのではないかと意見ですが、ほかに何か。副委員長。

○坪田朋人副委員長 週の頭はとてもしっかりと思うのですが、ただ月曜日は祝日のことがたまにあるので、その場合どうするかという話になってしまうので。

○桂藤和夫委員長 週の頭の月曜日という意見が多いようですけれども、それを第何週にするか。

○國利知史委員 月の初めでいいのではないですか。

○桂藤和夫委員長 来月だったら、2日。それでは月初めの月曜日を基本に、それで複数の方が都合悪いことがあれば調整させていただいて、月初めの月曜日ということで決めたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 時間は、基本的には午前10時ぐらいからにしたいと思えます。都合が悪ければ午後にするかもしれないですが、日によっては。それで、皆様方のスケジュールを押さえていただければと思います。よろしくお願いたします。

○坂本義明委員 研修とか視察は、委員会としては特に考えていないのか。

○桂藤和夫委員長 希望があれば別にやらないということではありませんけれども、相手もありますし。

○山崎啓介議会事務局主任 一応、議論の進め方について、以前御確認をさせていただいたのですけれども、4つの段階に分けて進めたらどうかというお話をさせていただきました。まずは、現状を把握する。2番目があるべき姿を把握する。続いて、あるべき姿と現状と比較して、そのギャップを問題

点として問題点を抽出する。問題点の中から優先的に解決すべき問題を選んで提言をまとめるという4段階で進めていったらどうかという提案をさせていただきました。今は現状を把握するという段階で進めていただいておりますので、そこで課題意識の共有だとか、議論の方向性だとか、担当課から聞き取りをして現状把握していただいた上で、あるべき姿を把握するという第2段階のところ、先進事例を見ていただいたり、例えば、ホームページで他市の状況を調べて、先進的な取り組みを調べていただいたりというところで、視察などを行っていただいたらどうかと思っております。

○桂藤和夫委員長　　今、御説明いただきました。次は、その現状把握というか。きょうは問題意識を共有させていただきましたので、次は現状把握、担当課を呼ぶか、外から来ていただいてやるかということを含めながら考えていって、そういう流れの中で、ここを見たらどうかという御意見があれば、また承っておきながら、相手方もございますので、調整をした上で、視察に行ければ行きたいと思しますので、よろしくをお願いします。いろいろ御意見をいただきましたけれども、本日の総務常任委員会を散会いたします。本日はありがとうございました。

午後0時21分　　散　　会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長